

証券コード 4425
2020年6月5日

株主各位

東京都渋谷区渋谷二丁目10番15号
K u d a n 株式会社
代表取締役 大野智弘

第6期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第6期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

近時、新型コロナウイルス感染拡大防止のため政府や都道府県知事から外出自粛が強く要請される事態に至っております。この事態を受け、慎重に検討いたしました結果、本株主総会につきましては、適切な感染防止策を実施させていただいた上で、開催させていただくことと致しました。

株主の皆様におかれましては、外出自粛が強く要請される状況にも鑑み、感染拡大防止の観点から、可能な限り、本株主総会につきましては株主総会当日のご来場はお控えいただき、書面による事前の議決権行使をお願い申しあげます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2020年6月22日（月曜日）午後6時までに到着するようご送付くださいと申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年6月23日（火曜日）午前10時

2. 場 所 東京都新宿区西新宿一丁目23番7号
「新宿ファーストウエスト」 3階

3. 会議の目的事項

報告事項 第6期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告
及 び 計 算 書 類 報 告 の 件

決議事項 第1号議案 定款一部変更の件

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

以 上

-
1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
 2. 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「計算書類の個別注記表」につきましては法令及び当社定款第18条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://kudanir.com/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知には掲載しておりません。なお、本招集ご通知の添付書類に記載しております計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査等委員会が監査報告をそれぞれ作成するに際して監査をした計算書類の一部であります。
 3. 株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正をすべき事項が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://kudanir.com/>) において、修正後の事項を掲載させていただきます。
 4. 株主総会にご出席の株主の皆様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申しあげます。
 5. 新型コロナウイルスに関するお知らせ
新型コロナウイルスの感染の可能性が懸念されております。
本株主総会にご出席される株主様は、株主総会開催日現在の感染状況やご自身の体調をお確かめのうえ、マスク着用などの感染予防にご配慮いただき、ご来場賜りますようお願い申し上げます。
また、本株主総会会場において、感染予防のための措置を講じる場合もありますので、ご協力のほどお願い申し上げます。

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

当社は、事業規模拡大や事業の多様化及び今後の積極的な事業展開に備えるため、定款第2条（目的）を追加するとともに、併せて、一部記述の整備を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

なお、本議案における定款変更については、本総会終結の時をもって効力を生じるものといたします。

(下線は変更箇所を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1章 総 則</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. 次の事業を営む会社及びこれに相当する業務を営む外国会社の株式または持分を所有することによる当該会社の事業活動の支配または管理</p> <p>(1) ソフトウェアの企画、開発、制作、製造、販売及び輸出入</p> <p>(2) ソフトウェアに関するライセンス等無体財産権の管理業務</p> <p>(3) 上記(1)及び(2)に関連する調査(市場調査・市場分析・広告調査等)、研究、技術開発、教育及びコンサルタント業</p> <p>(4) 上記(1)から(3)に付帯関連する一切の業務</p> <p>2. ソフトウェアの企画、開発、制作、製造、販売及び輸出入</p>	<p>第1章 総 則</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. 次の事業を営む会社及びこれに相当する業務を営む外国会社の株式または持分を所有することによる当該会社の事業活動の支配または管理</p> <p>(1) ソフトウェアの企画、開発、制作、製造、販売及び輸出入</p> <p>(2) ソフトウェアに関するライセンス等無体財産権の管理業務</p> <p>(3) 上記(1)及び(2)に関連する調査(市場調査・市場分析・広告調査等)、研究、技術開発、教育及びコンサルタント業</p> <p>(4) 上記(1)から(3)に付帯関連する一切の業務</p> <p>2. ソフトウェアの企画、開発、制作、製造、販売及び輸出入</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>3. グループ企業の経理・財務管理、人事・労務管理、情報システム管理、不動産管理及び知的財産権管理 (新設)</p> <p><u>4. 前各号に付帯関連する一切の事業</u></p> <p>第3条～第40条 (条文省略)</p> <p>第8章 附 則</p> <p>第1条 当会社は、会社法第423条第1項により、第5回定時株主総会終結の前の任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p>	<p>3. グループ企業の経理・財務管理、人事・労務管理、情報システム管理、不動産管理及び知的財産権管理</p> <p><u>4. 有価証券の取得、保有、運用及び売却</u></p> <p><u>5. 前各号に付帯関連する一切の事業</u></p> <p>第3条～第40条 (現行どおり)</p> <p>第8章 附 則</p> <p>第1条 当会社は、会社法第426条第1項により、第5回定時株主総会終結の前の任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p>

第 2 号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）全員（5名）は本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役会において機動的な意思決定を行えるよう2名減員し、取締役3名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏　り　が　な (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	おおの　ともひろ 大野 智弘 (1969年11月22日)	<p>1993年6月 アンダーセン・コンサルティング東京事務所（現アクセンチュア株式会社）入社</p> <p>2000年5月 Andersen Consulting UK（現Accenture UK）転籍</p> <p>2002年3月 SN Systems Limited（英國）入社</p> <p>2005年4月 株式会社S Nシステムズ代表取締役就任</p> <p>2006年5月 Zen United Limited（英國）設立 取締役</p> <p>2011年1月 KAYAC EUROPE LIMITED（現Kudan Limited）設立 代表取締役（現任）</p> <p>2014年11月 当社 設立 取締役</p> <p>2014年12月 当社 代表取締役（現任）</p>	3,039,200株
2	いいづか　けん 飯塚 健 (1980年11月3日)	<p>2005年12月 新日本監査法人（現EY新日本有限責任監査法人）入所</p> <p>2015年6月 当社 取締役CFO就任（現任）</p>	152,200株

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所有する 当社株式 の数
3	こう だいう 頃 大雨 (1984年8月30日)	<p>2009年4月 トヨタ自動車株式会社 入社</p> <p>2014年9月 マッキンゼー・アンド・ カンパニー東京支社 入 社</p> <p>2016年11月 当社 入社</p> <p>2017年7月 当社 取締役COO就任（現 任）</p>	29,800株

(注) 1. 各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

第 3 号議案 監査等委員である取締役 1 名選任の件

監査機能の充実及び監査体制の強化を図るべく監査等委員会を現在の 3 名体制から 4 名体制に増員するため、新たに監査等委員である取締役 1 名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。
監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所有する 当社株式 の数
みさわ しんいち 美澤 臣一 (1960年 6月 22日)	<p>1984年 4月 西武建設株式会社 入社 1989年 4月 大和証券株式会社(現株式会社大和証券グループ本社) 入社 1997年 7月 ディー・ブレイン証券株式会社 設立 代表取締役社長 1999年 7月 トランス・コスマス株式会社 入社 事業企画開発副本部長 2000年 6月 同社 取締役 2001年 4月 同社 常務取締役事業推進副本部長 2002年10月 同社 専務取締役 2004年 4月 同社 専務取締役CFO(最高財務責任者) 2006年 5月 コ・クリエーションパートナーズ株式会社 代表取締役(現任) 2008年 9月 株式会社マクロミル 社外取締役 2009年 7月 株式会社フロンティアインターナショナル 社外監査役(現任) 2011年 7月 株式会社ザッパラス 社外取締役(現任) 2013年 6月 ミナトエレクトロニクス株式会社(現 ミナトホールディングス株式会社) 社外監査役 2014年 3月 JIG-SAW株式会社 社外監査役 2015年 6月 当社 取締役(現任) 2016年 3月 JIG-SAW株式会社取締役 監査等委員(現任)</p>	120,000株

- (注) 1. 美澤臣一氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 美澤臣一氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は、現在、美澤臣一氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、引き続き独立役員とする予定です。
3. 美澤臣一氏は、過去に上場会社の財務執行責任者として豊富な経験を有しており、財務並びに会計の知見及び企業経営に関する経験を当社取締役会におけるモニタリングに活かして頂けると判断し、社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。なお、同氏は、現在当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって5年となります。
4. 当社は、美澤臣一氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。同氏の選任が承認された場合は、同氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。

以上

事業報告

(自 2019年4月1日)
(至 2020年3月31日)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当社は、当社を持株会社として、当社の子会社であるKudan Limited（以下、「英国子会社」といいます。）を通じて、機械（コンピュータやロボット）の「眼」に相当するAP(人工知覚)のアルゴリズムを専門とするDeep Tech（深層技術）の研究開発を行っております。AP(人工知覚)は機械の「脳」に相当するAI(人工知能)と並んで相互補完するDeep Tech（深層技術）として、機械を自律的に機能する方向に進化させる技術であります。さらにAI(人工知能)やIoT (Internet of Things)との技術融合に向けたMachine Perception（機械知覚）、Deep Perception（深層知覚）及びNeutral Perception Network（知覚ニュートラルネットワーク）に関する研究開発も進めており、今後幅広い産業での応用と普及を見込んでおります。

このような状況下、当社グループは、AP(人工知覚)の基幹技術の一つであるSLAMの独自開発を続けており、AI(人工知能)やIoT (Internet of Things)との技術融合に向けたMachine Perception（機械知覚）、Deep Perception（深層知覚）及びNeutral Perception Network（知覚ニュートラルネットワーク）に関する研究開発も進めてまいりました。半導体メーカー・技術商社・インテグレータを含む国内外の先端技術企業との提携の拡大もあり、ToFセンサーとのセンサーフュージョン等、SLAMをソフトウェアライセンス化した更なるアルゴリズム性能の高度化・機能向上に加えて、新しいソフトウェア技術としてLiDAR SLAMの提供を開始するなど、販売チャンネルと技術ラインナップの拡大は順調に進捗しております。2020年1月には、独ミュンヘン工科大学発コンピュータビジョン企業Artisense Corporation（本社：米国カリフォルニア州、CEO：Andrej Kulikov、以下、「アーティセンス社」といいます。）の子会社化に向けた株式取得も行い、当社の子会社であるKudan Limitedとは異なるDirect Visual SLAMというアプローチによる次世代アルゴリズムや、Gaussian-Newton netと呼ばれる深層学習との融合技術を強みとする同社グループとの技術連携により、更なるアルゴリズム性能の向上や、より高度な技術応用と市場の開拓を進めてまいりました。

また、北米・中国・日本を中心とした大手企業に対する更なる顧客基盤の拡大や欧州におけるDeepTech投資の案件リサーチの拡充に向けて、事業開発人員の補強及び2020年1月に米国子会社の設立を行いました。市場の成長性が極めて高い自動運転領域、モバイルセンサー領域、デジタルマップ領域や、一度採用される

ことで技術が広範囲かつ爆発的に拡散されることが見込まれる半導体・センサー領域を中心に事業開発のターゲット先の大型化・集中を引き続き徹底してまいりました。

この結果、当社の当事業年度の経営成績は、売上高259,121千円、営業損失は29,038千円、経常損失は46,941千円、当期純損失は63,984千円となりました。

(2) 資金調達の状況

当社は、新株予約権の行使により、総額で60,808千円の資金調達を行いました。

また、子会社設立及びその運営並びにDeep Tech（深層技術）企業への投資活動のため当社子会社が匿名組合契約により組成したファンドを利用して、K u d a n F u n d s 株式会社より短期借入金235,964千円の資金調達を行いました。

さらにアーティセンス社株式の取得資金として、金融機関より長期借入金215,000千円の資金調達を行いました。

(3) 重要な設備投資の状況

該当事項はありません。

(4) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

当社は、2020年1月29日付で、アーティセンス社の普通株式1,240,152株（議決権の数：1,240,152個）及び優先株式1,495,068株（議決権の数：1,495,068個）を取得し、同社の議決権所有割合合計12.0%を保有することとなりました。

(4) 財産及び損益の状況の推移

区分	第3期	第4期	第5期	第6期 (当期)
	2017年3月期	2018年3月期	2019年3月期	2020年3月期
売上高(千円)	104,330	116,693	147,243	259,121
経常利益(△損失)(千円)	3,756	△6,373	△11,051	△46,941
当期純利益(△損失)(千円)	1,289	△6,874	△11,341	△63,984
1株当たり当期純利益(円)(△損失)	0.20	△1.06	△1.69	△9.10
総資産(千円)	388,839	367,675	979,309	1,454,849
純資産(千円)	365,999	359,124	943,298	931,875

注 2018年9月13日開催の取締役会決議により、2018年9月30日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っておりますが、第3期の期首に行われたものとして、1株当たり当期純利益(△損失)を算定しております。

(5) 主要な事業内容、主要な営業所等

当社は、AP（人工知覚）技術の研究、開発及び販売等を行う事業会社の株式を保有し、グループ内企業に対する役務提供（管理等業務）、資金提供等を主たる事業内容としております。

当社の営業所は、東京都渋谷区に所在する本社のみであります。

(6) 重要な子会社の状況(2020年3月31日現在)

名称	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
Kudan Limited	100英ポンド	100.0%	AP(人工知覚)技術の研究開発

(7) 従業員の状況(2020年3月31日現在)

従業員数	前期末比増減数
8名	+5名

注 従業員数は就業員数であり、臨時雇用者数は含みません。

(8) 対処すべき課題等

当社の対処すべき課題等は、以下の項目と認識しております。なお、文中の将来に関する事項は、現時点において、当社が判断したものです。

① 開発体制の強化

当社は、「Eyes to the all machines」（全ての機械に眼を与える）をコーポレートビジョンとして掲げております。そのためには、基盤技術及びソフトウェアの開発が不可欠であり、卓越した能力と、専門分野を超えた応用力をもつ人材の確保・育成が必要と考えております。当社は外部機関とも協力し、このような人材の育成及び確保に努めてまいります。

② 内部管理体制の強化

当社は、2014年11月設立の成長段階にある会社であり、また日本法人において英国子会社及び米国子会社の管理を遠隔で行っているため、更なる内部管理体制の強化が重要な課題であると考えております。また、企業価値の向上を図るため、コーポレート・ガバナンスが有効に機能することが不可欠であると認識し、業務の適正性、財務報告の信頼性確保、及び法令遵守の徹底を進め、その整備を実施いたしました。更なる業容の拡大を図るために、内部管理体制の拡充を進める必要があり、事業の急速な拡大等に、充分な内部管理体制の構築が追い付かないという事象が生じることのなきよう、拡充と機能向上に努めてまいります。

③ 全世界へのKudanSLAMの認知度向上

当社が今後も高い成長率を持続していくためには、全世界において「KudanSLAM」の認知度を向上させ、新規顧客を獲得することが必要不可欠であると考えております。従来、自動車・カメラ・ウェアラブルグラス等のハードウェア企業やマップビジネス等のソリューション企業を中心とした顧客のニーズを受け個別対応することで認知度向上に向けた取り組みを行ってまいりましたが、今後、当社技術がインフラストラクチャーになるべくセンサー・半導体企業に対する販売活動をより一層強化・推進してまいります。

④ 新型コロナウイルスへの対応

(ア) 顧客や従業員等の健康・安全確保のために実施している取組及び事業拠点の稼働状況

国内外の全拠点で全従業員を自宅からのリモートワークに切り替え、顧客等社外の打ち合わせも原則全てビデオ会議等リモートでの対応としております。当社は従来より勤務場所をオフィスに限定せず、各従業員の判断でリモートワークを可能とする社内管理体制及びそれを可能とする業務システムの運用を行っていた

ため、全事業拠点の稼働状況は従来から特段変更ございません。

(イ) 顧客の動向

新型コロナウイルスの感染拡大が今後も長期的に収束しない場合、一部顧客が研究開発プロジェクトの延期・期間延長を暫定措置として意思決定する等当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

一方で、新型コロナウイルス感染の拡大により、人と人の交流や共同作業を要しない無人化の需要があらゆる産業で急増しており、この傾向は中長期に渡りますます増大していくことが予測されています。特に、物流・製造・建設・小売などの領域では、ロボティクス・自動運転・ドローン等の自動化技術のニーズは加速していくことが予想され、すでに現時点で従来以上に多くの新規顧客からの問い合わせを頂いており、国内外の大手企業からの新規受注も獲得しております。

(ウ) 財務状況

当社は子会社であるKudanLimitedにおいてアルゴリズムの研究開発による事業を行っていることから運転資金の大部分は研究開発費を含む人件費関連コストであり、かつ少数の従業員での事業展開を行ってきております。したがって、必要となる運転資金の水準は相対的に低く、加えて株式会社三井住友銀行（1億円）・株式会社りそな銀行（2億円）と当座貸越契約・コミットメントライン契約を締結していることもあります。また、当面の資金繰りについての特段の懸念はございません。ただし、今後の更なる長期的な新型コロナウイルスの感染拡大及び当社の販売状況の悪化のリスクに備え、資金繰りについて適時に必要な対策が取れるように社内での検討は継続して進めてまいります。

(エ) 中長期的な経営方針・経営戦略への影響及び対応策

中国・香港・日本子会社の設立は新型コロナウイルス感染の拡大の影響もあり当面延期いたしますが、アーティセンス社への出資及び日本に加えて欧州・北米・中国を中心とする海外事業開発を積極的に進める方針については変更はございません。また、アーティセンス社との技術提携を含むアルゴリズム性能の更なる高度化・機能向上の技術開発も当初予定通りに推進してまいります。

(9) 主要な借入先及び借入額(2020年3月31日現在)

借入先	借入金残高
K u d a n F u n d s 株式会社	235,964千円
株式会社三井住友銀行	207,832千円

(10) その他会社の現況に関する重要な事項

独ミュンヘン工科大学発コンピュータビジョン企業アーティセンス社の子会社化に向けた株式取得

当社は、2020年1月27日開催の取締役会において、アーティセンス社の株式の一部の取得及びその後の段階的な追加取得による同社の子会社化の方針等につき決議し、2020年1月29日にアーティセンス社の発行済株式総数の12.0%を取得いたしました。また、第2回及び第3回クロージングによる段階的な追加取得を通じて、アーティセンス社の子会社化を行う予定です。

本件株式取得の概要につきましては、「第6期定期株主総会招集ご通知に際してのインターネット開示事項 個別注記表 10. 追加情報」に記載のとおりであります。

2. 株式に関する事項(2020年3月31日現在)

(1) 発行可能株式総数 26,000,000株

(2) 発行済株式総数 7,091,400株

注 新株予約権の行使により、発行済株式総数は184,800株増加し、7,091,400株となっております。

(3) 株主数 4,692名

(4) 大株主(上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
大野 智弘	3,039,200株	42.86%
UNION BANCAIRE PRIVEE	928,100株	13.09%
BBH FOR MATTHEWS ASIA GROWTH FUND	226,500株	3.19%
高橋 秀明	153,500株	2.16%
飯塚 健	152,200株	2.15%
国際航業株式会社	130,000株	1.83%
美澤 臣一	120,000株	1.69%
株式会社SBI証券	92,700株	1.31%
BANK JULIUS BAER AND CO. LTD SINGAPORE CLIENTS	89,500株	1.26%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	57,200株	0.81%

3. 新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日における当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概況

名 称	第 2 回 新株予約権	第 5 回 新株予約権	第 8 回 新株予約権
新 株 予 約 権 の 数	308個	120個	8 個
保 有 人 数	取締役（監査等委員を除く） 1 名	取締役（監査等委員を除く） 1 名	取締役（監査等委員） 1 名
目的となる株式の種類及び数(注)	普通株式 61,600株	普通株式 24,000株	普通株式 1,600株
新株予約権の行使価格	80,000円	80,000円	80,000円
新株予約権の行使期間	2018年 7月 1 日～ 2026年 6月 24日	2019年 3月 31日～ 2027年 3月 13日	2019年 6月 29日～ 2027年 6月 13日
新株予約権の行使条件	原則、行使時において当社グループの役員又は従業員等であること（相続人による行使は認めない）	同左	同左

注 2018年9月13日開催の取締役会決議により、2018年9月30日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っておりますが、当該分割による調整後の数であります。

(2) 当事業年度中に交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等

地　位	氏　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役	大野智弘	Kudan Limited 代表取締役
取締役	飯塚健	CFO
取締役	項目大雨	COO
取締役	美澤臣一	コ・クリエーションパートナーズ株式会社 代表取締役 株式会社フロンティアインターナショナル 社外監査役 株式会社ザッパラス 社外取締役 JIG-SAW株式会社 取締役監査等委員
取締役	井上瑞樹	-
取締役（監査等委員・常勤）	鎌田寛之	-
取締役（監査等委員）	村井孝行	株式会社MIDベンチャーキャピタル 代表 取締役
取締役（監査等委員）	小栗久典	弁護士法人内田・鮫島法律事務所 パートナー 株式会社ハウテレビジョン 監査役

- 注 1. 取締役美澤臣一、鎌田寛之、村井孝行及び小栗久典は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であり、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
2. 取締役（監査等委員・常勤）鎌田寛之、取締役（監査等委員）村井孝行は、公認会計士及び税理士の資格を有しております、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 情報収集その他監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、常勤の監査等委員を置いております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

取締役（監査等委員を除く）	5名	60,000千円（うち社外取締役	1名	3,300千円）
取締役（監査等委員）	3名	10,800千円（うち社外取締役	3名	10,800千円）
監査役	3名	2,700千円（うち社外監査役	3名	2,700千円）

- 注 1. 2019年6月27日開催の定期株主総会において、監査等委員会設置会社に移行後の当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額は年額200,000千円以内、取締役（監査等委員）の報酬額は年額30,000千円以内と決議いただいております。
2. 2015年6月1日開催の臨時株主総会において、監査等委員会設置会社に移行前の当社の取締役報酬額は年額200,000千円以内、監査役の報酬額は年額の30,000千円以内と決議いただいております。

(3) 社外役員に関する事項

① 社外役員の重要な兼職等に関する事項

区分	氏名	重要な兼職の状況	兼職先との関係
社外取締役	美澤臣一	コ・クリエーションパートナーズ株式会社 代表取締役 株式会社フロンティアインターナショナル 社外監査役 株式会社ザッパラス 社外取締役 JIG-SAW株式会社 取締役監査等委員	特別な関係はありません。
社外取締役 (監査等委員)	村井孝行	株式会社MIDベンチャーキャピタル 代表取締役	特別な関係はありません。
	小栗久典	弁護士法人内田・鮫島法律事務所 パートナー 株式会社ハウテレビジョン 監査役	特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	美澤臣一	当事業年度開催の取締役会の全回に出席し、議案、審議等について必要な発言を適宜行っております。
取締役 (監査等委員 ・常勤)	鎌田寛之	当事業年度開催の取締役会の全回に出席し、議案、審議等について必要な発言を適宜行っております。また、当事業年度開催の監査役会及び監査等委員会の全回に出席し、公認会計士・税理士としての専門的見地に基づき、必要な発言を行っております。常勤の監査等委員として、内部監査または会計監査人と連携し、当社の内部管理体制の構築、維持の状況の確認を行っております。
取締役 (監査等委員)	村井孝行	当事業年度開催の取締役会の全回に出席し、議案、審議等について必要な発言を適宜行っております。また、当事業年度開催の監査役会及び監査等委員会の全回に出席し、公認会計士・税理士としての専門的見地に基づき、必要な発言を行っております。
取締役 (監査等委員)	小栗久典	当事業年度開催の取締役会の全回に出席し、議案、審議等について必要な発言を適宜行っております。また、当事業年度開催の監査役会及び監査等委員会の全回に出席し、弁護士・弁理士としての専門的見地に基づき、必要な発言を行っております。

(4) 責任限定契約

取締役美澤臣一、取締役鎌田寛之、取締役村井孝行及び取締役小栗久典は、会社法第427条第1項の規定に基づき、当社と賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額（その職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときに限る）であります。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

会計監査人の名称 E Y新日本有限責任監査法人

当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 18,000千円

当事業年度に会計監査人に支払った非監査業務に係る報酬等の額 - 千円

- 注1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画、監査の実施状況及び監査報酬見積りの算出根拠等を確認し検討した結果、会計監査人の報酬等について同意しております。

(2) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が適正に監査を遂行することが困難であると認められる場合等、その必要があると判断した場合、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定します。また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事由に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意により、会計監査人を解任します。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及び解任の理由を報告します。

6. 業務の適正を確保するための体制等の整備及び運用状況に関する事項

当社では、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下のような業務の適正を確保するための体制整備の基本方針として、内部統制システム整備の基本方針を定めております。

(1) 内部統制システム構築指針

取締役及び従業員は、高い倫理観と良心をもって職務遂行にあたり、法令及び社内諸規定を遵守するとともに、社会規範に沿った責任ある行動をとるものとします。

なお、会社の業務執行の適法性・効率性を確保し、リスク管理に努めるために、この基本方針は経営環境の変化に応じて不断の見直しを図るものとします。

(2) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

コンプライアンス体制の構築・維持については、監査等委員による取締役の業務執行の監視に加え、代表取締役の命を受けた内部監査担当者が、内部監査規定に基づき、取締役及び使用人の職務の執行に関する状況の把握、監査等を定期的に行い、代表取締役に報告しております。

また、法令や社内規定上疑義のある行為等についてその情報を直接受領する内

部通報制度を整備・運用しております。

(3) 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理については、管理部を管掌する取締役を担当役員とし、職務執行に係る情報を適切に文書又は電磁的情報により記録し、文書管理規定に定められた期間保存・管理を行うものとしております。なお、取締役は、これらの文書等を常時閲覧できるものとし、担当役員はその要請に速やかに対応するものとしております。

(4) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

危機管理体制については、リスク管理規定に基づいて、管理部を管掌する取締役を担当役員とし、管理部をリスク責任部門としてしております。また、管理部は、具体的なリスクを想定、分類し、有事に備え、迅速かつ適切な情報伝達をはじめとする緊急体制を整備するものとし、定期的に取締役会に対してリスク管理に関する事項を報告するものとしております。なお、不測の事態が発生した場合には、代表取締役を部長とする対策本部を設置し、早期解決に向けた対策を講じるとともに、必要となる再発防止策を策定するものとしております。

(5) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は、全社的な事業計画を定めるものとし、各取締役は、計画達成に向けて各部門が実施すべき具体的な数値目標及びアクションプランを定めるものとしております。これらの計画の達成に向けて予算管理を月次で行うほか、計画の進捗評価に用いる主要な指標については、部長会議において情報共有されております。また、稟議・決裁等のプロセスが明確化されているため、すべての業務レベルにおいて決定が迅速かつ適正に行われております。このような機関ないし会議体の機能と業務プロセスにおける位置付けに関しては、全役員及び社員の間で共通に認識されているため、計画の策定と推進、その進捗の評価が適正に行われる体制が整っております。

(6) 監査等委員がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

内部監査担当者が協力するとともに、監査業務に必要な補助すべき特定の従業員の設置が必要な場合は監査等委員がそれを指定できるものとしております。

(7) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査等委員より監査業務にかかる指揮命令を受けた従業員は、所属する上長の指揮命令を受けないものとしております。また、当該従業員の人事異動及び人事考課を行う場合は、監査等委員の意見を聴取し、その意見を十分尊重して実施するものとしております。

(8) 取締役及び使用人が監査等委員に報告をするための体制その他の監査等委員への報告に関する体制

取締役及び使用人は、重大な法令違反及び著しい損害を及ぼす恐れのある事実を知ったとき等は、遅滞なく監査等委員に報告するものとします。

監査等委員は必要に応じていつでも取締役に対し報告を求めることができるものとします。

(9) その他監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員が重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を効率的かつ効果的に把握できるようにするために、監査等委員はいつでも取締役及び従業員に対して報告を求めることができ、取締役は社内の重要な会議への監査等委員の出席を拒めないものとしております。

また、監査等委員は、内部監査担当者及び会計監査人と緊密に連携し、定期的に情報交換を行うものとし、必要に応じて顧問弁護士との意見交換等を実施するものとしております。

(10) 反社会的勢力排除に向けた体制

当社は、反社会的勢力との取引関係や支援関係を含め一切の接触を遮断し、反社会的勢力からの不当要求は断固として拒絶するものとしております。

反社会的勢力から経営活動に対する妨害や加害行為、誹謗中傷等の攻撃を受けた場合は、管理部が対応を一元的に管理し、警察等関連機関とも連携し、組織全体で毅然とした対応を行う体制を整えております。

(11) 財務報告の信頼性を確保するための体制

「財務報告に係る内部統制の基本方針」を定めるとともに、財務報告に係る内部統制が有効に行われる体制の整備、維持、向上を図っております。

当事業年度における、当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概況は、以下のとおりとなっております。

財務報告の有効性に関する評価、各部署における業務の統制状況並びに法令遵守の状況については、常勤監査等委員及び会計監査人と内部監査担当者が連携して計画的に実施する内部監査により検証しており、各々の検証結果については内部監査報告書として代表取締役及び常勤監査等委員に対し、報告を行っております。

常勤監査等委員は、経営に重大な影響を及ぼすリスクについて適切に対応しているか業務執行を行う取締役に適時確認しており、その検証結果は監査等委員会において情報共有し、必要に応じて代表取締役に報告しております。

また、コンプライアンスに抵触する事態の発生を予防するため、全社員に対しコンプライアンスの教育・研修を継続的に実施し、コンプライアンス意識の定着と浸透を図っております。

計算書類

貸借対照表（2020年3月31日現在）

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	740,662	流動負債	358,150
現金及び預金	416,234	短期借入金	235,964
売掛金	164,228	1年内返済予定の長期借入金	43,008
短期貸付金	158,150	未 払 金	59,196
その他の	2,416	預り金	2,761
貸倒引当金	△367	未 払 費 用	4,294
固定資産	714,187	未 払 法 人 税 等	4,272
有形固定資産	2,560	そ の 他	8,651
建物附属設備	1,005		
工具、器具及び備品	1,554		
投資その他の資産	711,627	固定負債	164,824
投資有価証券	305,866	長期借入金	164,824
関係会社株式	8,790	負債合計	522,974
長期貸付金	388,862	(純資産の部)	
差入保証金	6,991	株主資本	939,786
その他の	1,116	資本金	510,316
		資本剰余金	510,316
		資本準備金	510,316
		利益剰余金	△80,511
		その他利益剰余金	△80,511
		繰越利益剰余金	△80,511
		自己株式	△335
		評価・換算差額等	△7,910
		その他有価証券評価差額金	△7,910
		純資産合計	931,875
資産合計	1,454,849	負債及び純資産合計	1,454,849

損益計算書
 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位:千円)

科 目	金 額	
売 上 高		259,121
売 上 原 価		—
売 上 総 利 益		259,121
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		288,159
営 業 損 失		29,038
當 業 外 収 益		
受 取 利 息	5,445	
そ の 他	41	5,486
當 業 外 費 用		
支 払 利 息	2,999	
為 替 差 損	19,476	
株 式 交 付 費	913	23,389
經 常 損 失		46,941
特 別 損 失		
関 係 会 社 株 式 評 価 損	99	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	15,993	16,093
税 引 前 当 期 純 損 失		63,034
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		950
当 期 純 損 失		63,984

株主資本等変動計算書
(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本							評価・換算差額等		純資産合計	
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計						
当期首残高	479,912	479,912	479,912	△16,526	△16,526	—	943,298	—	—	943,298	
当期変動額											
新株の発行	30,404	30,404	30,404				60,808			60,808	
当期純損失				△63,984	△63,984		△63,984			△63,984	
自己株式の取得						△335	△335			△335	
△社外への出資引当額(割増)								△7,910	△7,910	△7,910	
当期変動額合計	30,404	30,404	30,404	△63,984	△63,984	△335	△3,512	△7,910	△7,910	△11,422	
当期末残高	510,316	510,316	510,316	△80,511	△80,511	△335	939,786	△7,910	△7,910	931,875	

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2020年5月28日

K u d a n 株式会社
取締役会 御中

E Y 新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員	公認会計士	善方 正義	㊞
業務執行社員			
指定有限責任社員	公認会計士	伊東 朋	㊞
業務執行社員			

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、K u d a n 株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第6期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としての他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

1. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は2020年5月20日開催の取締役会において、第11回新株予約権（行使価額修正条項付）の発行を決議している。

2. 追加情報に記載されているとおり、会社は2020年1月27日開催の取締役会において、Artisense Corporationの子会社化に向けた同社株式の追加取得及び第三者割当による新株式の発行登録について決議している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

計算書類等に対する経営者並びに監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうかを結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書 謄本

監査報告書

当監査等委員会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第6期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明し、かつ、監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連係の上、重要な会議に出席し、取締役等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上のように方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びそれの附属明細書につき検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容並びに取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人E Y新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月28日

K u d a n 株式会社 監査等委員会

監査等委員(常勤) 鎌田 寛之㊞

監査等委員 村井 孝行㊞

監査等委員 小栗 久典㊞

(注) 監査等委員 鎌田寛之、村井孝行及び小栗久典は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

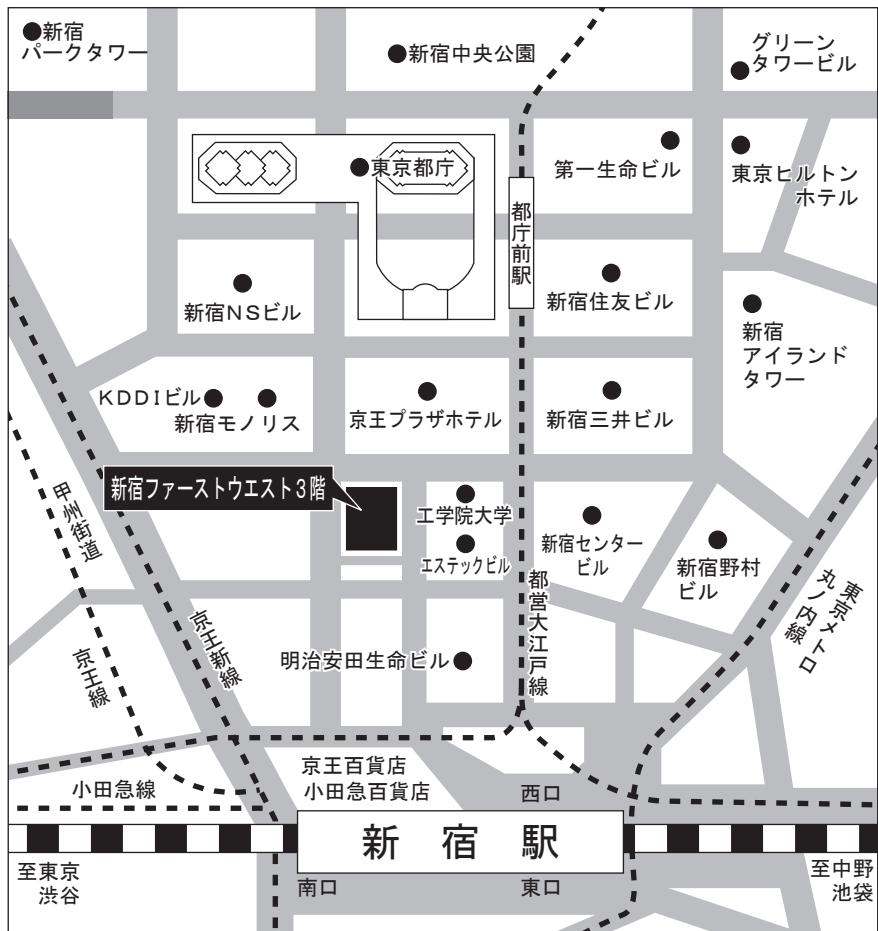
以上

〈メモ欄〉

〈メモ欄〉

株主総会会場ご案内図

会場 東京都新宿区西新宿一丁目23番7号
「新宿ファーストウエスト」3階



(交通のご案内)

J R 「新宿駅」 西口 徒歩 5 分

京王線、小田急線、東京メトロ丸ノ内線、都営新宿線「新宿駅」 徒歩 5 分